

## 柳井市教育委員会会議 会議録

### 1 会議の開催

- (1) 日 時 令和3年12月10日(金) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時27分
- (2) 場 所 柳井市役所 3階大会議室

### 2 出席委員

教育長	西元 良治
委員(教育長職務代理者)	西原 光治
委員	河岡 治子
委員	厚坊 俊己
委員	横山 志磨

### 3 欠席委員

なし

### 4 出席事務局職員

教育部長	三浦 正明
教育部次長(図書館・サンビームやない担当)	石岡 雅朗
教育総務課長	有道 茂一
学校教育課長	藤村 信之
生涯学習・スポーツ推進課長	山本 直邦
施設担当課長	重田 泰生
学校給食センター所長	脇村 直孝
教育総務課長補佐(書記)	惣上分 常代

### 5 傍聴者

なし

### 6 会議日程

#### (1) 議 案

- ①議案第33号 市長からの意見聴取について(令和3年度12月補正予算)
- ②議案第34号 柳井ウェルネスパークの指定管理者の指定について
- ③議案第35号 柳井市指定文化財の指定に関する諮問について
- ④議案第36号 柳井市公立小・中学校教職員人事異動内申方針について

#### (2) その他

### 7 議事の概要

#### (1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言があった。  
(午後1時30分 開会)

#### (2) 会議録署名委員氏名

教育長から、会議規則第13条の規定に基づき、厚坊委員、横山委員の両名を指名した。

### (3) 議事内容

#### ①議案第33号 市長からの意見聴取について（令和3年度12月補正予算）

教育長は事務局に説明を求め、有道課長、山本課長、石岡部次長、藤村課長及び脇村所長から、一般会計予算12月補正について、下記のとおり説明があった。

令和3年度12月補正予算のうち、歳出の第10款 教育費について、既定の予算額に、652万1千円を追加し、11億9,918万4千円となる。

・補正予算書3、4ページ、債務負担行為補正について、債務負担行為とは、複数年に渡る契約や後年度の支出が確実なものを、期間・内容・限度額などを決めて、債務を約束することを予算で決めておくものである。教育委員会関係は、4ページ下から5番目のスクールバス運転業務委託料で、現在、市内業者とスクールバス10台の運転業務委託の契約を締結しているが、今年度末で3年の契約が終了する。令和4年度から6年度まで、新たに、契約する必要があるが、4月1日からの運転業務であり、今年度中に入札し契約締結しなければならないことから、債務負担行為の設定を行う。

以下、小中学校可燃物等収集業務委託料、サンビームやない清掃業務委託料、学校給食センター清掃業務委託料についても、ごみの収集業務や清掃業務で、4月当初から対応が必要な業務で、今年度中に入札し契約締結しなければならないことから、債務負担行為の設定を行う。

ウェルネスパーク管理運営委託料は、指定管理者の指定替えがあり、指定期間が令和4年度から令和8年度までとなっていることから、債務負担行為の設定を行う。

・教育総務費の事務局費の給料、職員手当、共済費について、条例改正等に伴う人件費の補正を行う。

・小学校費及び中学校費の学校管理費の需用費、光熱水費について、火力発電の燃料価格等が上昇に伴い、電力価格（燃料費調整額）が高騰し、電気料金に不足が生じるため、増額補正する。

・小学校費の学校管理費の需用費、施設修繕料について、校舎等の修繕料に不足が生じるため、増額補正する。

・社会教育費の公民館費の工事請負費、公民館等解体工事費について、旧平郡東公民館解体工事の入札減により、減額補正する。解体工事は、今年度9月に完了した。

・社会教育費の図書館費の需用費、光熱水費について、電気料金の値上げ及びサンビームやないと案分している電気料金の基本料金がサンビームやないの使用回数の増加に伴い不足が生じるため、増額補正する。

・社会教育費のサンビームやない運営費の需用費、燃料費及び光熱水費について、電気料金の値上げ及び柳井図書館と案分している電気料金の基本料金

がサンビームやないの使用回数の増加に伴い不足が生じるため、増額補正する。

- ・社会教育費のサンビームやない運営費の委託料、管理業務委託料について、舞台等の管理業務委託料及び開館作業補助業務委託料は使用回数の増加に伴い不足が生じるため、増額補正する。

- ・保健体育費の保健体育総務費の需用費、消耗品費について、6月補正以降、全県的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、柳井市においてもクラスターが発生、感染者が増加したことで、学校での感染対策が強化され、小中学校から消耗品及び薬剤費の追加要望があったため、増額補正する。

- ・保健体育費の給食センター運営費の需用費、燃料費について、A重油の燃料単価の上昇と使用量の増加に伴い不足が生じるため、増額補正する。

- ・保健体育費の給食センター運営費の需用費、光熱水費について、電気料金の燃料費等調整単価の上昇に伴い電気料金に影響があること、また、調理場の衛生管理が厳しくなり清掃を徹底しており、水道使用量が増加したことに伴い不足が生じるため、増額補正する。

- ・保健体育費の給食センター運営費の需用費、修繕料について、6月補正で計上したが、さらに調理機器や排水管等の修繕が必要になり、今後の緊急修繕の対応分を含め、増額補正する。

- ・保健体育費の体育振興費の報償費、旅費、委託料、負担金補助及び交付金について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、プラチナ卓球大会、市民スポーツレクリエーションのつどい、市民駅伝競走大会、ロードレース大会等が中止になったことにより、減額補正する。

- ・保健体育費の体育施設費について、大島グラウンド法面对策工事に伴う測量設計業務の財源振替を行う。

- ・保健体育費のウェルネスパーク管理費の委託料、公園清掃委託料について、柳井ウェルネスパーク公園内修景池浚渫業務委託料で、約10年前に浚渫工事を行ったが、近年の水草の異常繁殖により腐敗したものが底に沈殿し、悪臭を放つ等環境悪化しており、浚渫を行うため計上した。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

## ②議案第34号 柳井ウェルネスパークの指定管理者の指定について

教育長は事務局に説明を求め、山本課長から柳井ウェルネスパークの指定管理者の指定について、下記のとおり説明があった。

公共施設の指定管理者は、柳井市公の施設における指定管理者の手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、柳井市議会定例会において議決を経て指定されるものであるが、本件は教育委員会所管の施設であることから、教育委員会会議にも諮るものである。

指定管理者の候補者の選考については、本年11月5日に市職員5名による指定管理者選考委員会において選考した。選考委員会では、条例に規定す

る基準に従い、応募業者からの申請書類及びプレゼンテーション等により審査し、候補者をミズノスポーツサービス株式会社に選定した。指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

### ③議案第35号 柳井市指定文化財の指定に関する諮問について

教育長は事務局に説明を求め、山本課長から、柳井市文化財保護条例第4条第1項の規定により、柳井市指定文化財の指定について、柳井市文化財保護審議会に諮問するもので、伊陸門前の日照山高山寺に安置されている「釈迦如来坐像（しゃかにょらいざぞう）及び迦葉・阿難尊者立像（かしょう・あなんそんじやりゅうぞう）」と「達磨大師坐像（だるまだいしざぞう）及び大権修理菩薩倚像（だいげんしゅりぼさついぞう）」で有形文化財（彫刻）との説明があった。

主な質疑は以下のとおり

西原委員：審議は今から開催されるのか。

山本課長：年明け1月13日ごろを予定している。

西原委員：この時代背景は分かるのか。

山本課長：写真1から3は鎌倉時代、4から5は室町時代と聞いている。

厚坊委員：審議会にかけ指定するということだが、指定されたのち修復もされるのか。

三浦部長：今回は指定のみで、修復は所有者との相談になる。

河岡委員：市の指定になることで、保存方法が変わってくるのか。

三浦部長：基本は変わらないが、保存に係る費用等の補助が出ることになる。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

### ④議案第36号 柳井市公立小・中学校教職員人事異動内申方針について

教育長は事務局に説明を求め、藤村課長から、令和4年度柳井市公立小・中学校教職員人事異動内申方針について、下記のとおり説明があった。

山口県教育委員会に対する、柳井市公立小・中学校教職員人事異動内申については、柳井市教育の充実発展と活性化をめざし、下記の事項に留意する。

各項目が十分達成できるよう校長の具申等を勘案し、適材適所の配置の原則に立って厳正に人事の刷新を行い、学校の活性化を図る。

1 全市的な視野に立って、学校間等の適正な人事交流を推進する。

また、特別支援教育の充実発展を図るための適切な人事交流に努める。

2 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が、小・中学校においては7年を超える者については、

原則として異動を行う。

- 3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。特に、教員については、実践的指導力を高めることができるように配置を行う。
- 4 広域的な視野に立ち、他市町の教育委員会との連携を図り、活性化のための適正な交流に努める。
- 5 校長、教頭、事務局等の人事については、学校の課題を積極的に解決することのできる人材の配置に努める。

管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有する者で、教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

#### (4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午後1時55分 協議会)

(午後2時27分 再開)

#### (5) 閉会

教育長から、協議会を閉じ、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午後2時27分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長 西元良治

署名委員 厚坊俊己

署名委員 横山志磨

調整者 有道茂一